

入札説明書

令和6年札幌市告示第1451号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和6年4月1日（月）

2 契約担当部局

〒064-0959 札幌市中央区宮ヶ丘3番地1
札幌市環境局円山動物園経営管理課経営係
TEL (011) 621-1426 FAX (011) 621-1428
メールアドレス : maruyamazoo.keieikanri-keiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

令和6年度 円山動物園周辺道路交通整理及び来園者誘導等業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。仕様書等の交付場所は上記2の契約担当課とする。

(3) 履行期間

令和6年4月10日から令和6年5月17日まで

(4) 履行場所

札幌市円山動物園（札幌市中央区宮ヶ丘3番地1）

(5) 入札方法

1ポスト1時間あたりの**単価**（円単位）で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）取扱業種が大分類「一般サービス業」のうち、中分類「警備業」に登録されている者であり、等級が「A」であること。
- (3) 札幌市内に本店もしくは支店等の所在地を有する者であること。
- (4) 警備業法第2条第1項第2号に定める警備業務に係る警備業の認定を受けていること。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けてい

- る期間中でないこと。
- (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記2に同じ。
- (2) 入札の日時及び場所
令和6年4月8日（月）11時
札幌市円山動物園 動物園プラザ（札幌市中央区宮ヶ丘3番地1）
- (3) 開札の日時及び場所
入札終了後ただちに上記(2)の場所で行う。
- (4) 入札の提出方法
上記(2)指定日時及び場所において、紙入札方式により行う（送付及び事前提出、また電送による提出は認めない）。
- (5) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答
- ア 提出方法
質疑応答書（様式3）を使用し、持参、送付又はファクシミリ、電子メールにより提出すること。
- イ 提出先及び提出期限
上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日令和6年4月1日（月）から令和6年4月4日（木）までの9時30分から17時00分までの間で提出すること。
電子メールにより提出する場合は、次のメールアドレスあてに送信すること。
なお、メールの件名を「令和6年度 円山動物園周辺道路交通整理及び来園者誘導等業務の質問について」とすること。
メールアドレス：maruyamazoo.keieikanri-keiyaku@city.sapporo.jp
- ウ 回答の閲覧等
令和6年4月1日（月）以降、隨時上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、円山動物園ホームページに掲載する。
・掲載URL
<https://www.city.sapporo.jp/zoo/info/keiyaku/guardtheroadsaroundsarroundmaruyamazoo2024-2.html>
- (6) 入札の無効
本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (7) 入札の延期等
次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。
- ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- ウ 調達をとりやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(8) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに委任状（様式2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号のいずれかに該当する場合は、免除することがある。

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札候補者として、落札保留のうえ、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に關係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審

査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4に掲げる競争入札参加資格を有することを証する書類（様式5）を提出しなければならない。

電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、次のメールアドレスあてに送信すること。また、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用アドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

メールアドレス：maruyamazoo.keieikanri-keiyaku@city.sapporo.jp

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、入札参加資格を有する者か否かの確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

（5）入札者に要求される事項

- ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めるることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

（6）落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

（7）免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書（様式4）を提出しなければならない。

（8）契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の

- 相手方に送付するものとする。
- エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (9) 契約書条項
別紙契約書（案）のとおり
- (10) 入札参加資格が認められなかつた者に対する理由の説明
入札参加資格が認められなかつた者は、本市に対して入札参加資格が認められなかつた理由について、原因となつた事実を知り、又は合理的に知りえたときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- ア 提出場所
上記2に同じ。
- イ その他
提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。